

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の製品プラスチック再商品化業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 10 月 16 日

伊豆の国市長 山下 正行



1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度大仁リサイクルセンター処理事業 製品プラスチック再商品化業務

(2) 業務目的

本業務は、専用の特殊機械設備やノウハウを要する業務であり、加えて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 33 条に基づく再商品化計画（以下「計画」という。）を国に提出することから、長期にわたり効率的かつ安定的な業務が可能な業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により、業者選定し、業務を実施するものである。

2 企画提案に参加するにあたり必要な資格

参加者は、参加申込書の提出日現在、次の各号に該当していること

- (1) 応募者は単独または複数の企業により構成されるグループであること。グループの場合、代表企業は再商品化処理を直接行う事業者とする。
- (2) 応募者または代表企業が、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の「令和 7 年度プラスチック製容器包装及び分別収集再生処理事業者」に、プラスチック製品を含む施設区分で登録されていること。
- (3) 計画の再商品化実施者として、必要な能力と施設を有していること。加えて、計画認定をすでに取得した実績を有するか、現在、申請中であり、1 年以内に認定を取得する見込みがあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始手続きの申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はそれらの利益となる行動を行い、若しくはそのおそれのある団

体等でないこと。

(7) 公示日以後、伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成 18 年伊豆の国市訓令第 14 号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(8) 納期限の到来している国税及び地方税（法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税をいう。）を滞納していないこと。

(9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

3 プロポーザル実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和 7 年 10 月 16 日（木）から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで

(2) 配布場所及び配布方法

伊豆の国市ホームページ内の「製品プラスチック再商品化業務 事業者選定プロポーザル」のページに掲載する。

<URL http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/kankyouseihinplastic_proposal.html>

4 参加申込及び企画提案書の提出

(1) 提出期限

公告の日から令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

（午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く。）

(3) 提出先

〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299-6 伊豆の国市市民環境部廃棄物対策課

電話 0558-76-8001（直通）FAX 0558-76-5499

電子メール hai@city.izunokuni.shizuoka.jp

5 二次審査（プレゼンテーション審査）日程

令和 7 年 11 月 17 日（月）予定

（時間、場所等は別途参加者に通知する。）

6 その他

(1) 詳細は「製品プラスチック再商品化業務 事業者選定プロポーザル実施要領」による。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、伊豆の国市市民環境部廃棄物対策課とする。